

(証券コード2060)

2020年6月4日

株 主 各 位

横浜市神奈川区鶴屋町二丁目23番地2

フィード・ワン株式会社

取締役社長 山 内 孝 史

第6期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社第6期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

近時、新型コロナウイルス感染拡大防止のため政府や都道府県知事から外出自粛が強く要請される事態に至っております。この事態を受け、慎重に検討いたしました結果、本株主総会につきましては、適切な感染防止策を実施させていただいたうえで、開催させていただくことといたしました。

株主の皆様におかれましては、外出自粛が強く要請されている状況にも鑑み、感染拡大防止の観点から、本株主総会につきましては、極力、書面又はインターネット等により事前の議決権行使をいただき、株主様の健康状態にかかわらず、株主総会当日のご来場をお控えいただくよう強くお願い申し上げます。

お手数ながら、後記株主総会参考書類をご検討くださいますと、3ページに記載のいずれかの方法により、2020年6月22日（月曜日）午後5時20分までに議決権を行使くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

- | | | |
|------|---|--|
| 1. 日 | 時 | 2020年6月23日（火曜日）午前10時 |
| 2. 場 | 所 | 横浜市西区北幸一丁目3番23号
横浜ベイシェラトン ホテル&タワーズ 日輪（5階） |

3. 会議の目的事項 報 告 事 項

- 第6期（2019年4月1日から2020年3月31日まで）
事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査
結果報告の件
- 第6期（2019年4月1日から2020年3月31日まで）
計算書類報告の件

決 議 事 項

- | | |
|-------|-------------|
| 第1号議案 | 株式併合の件 |
| 第2号議案 | 取締役9名選任の件 |
| 第3号議案 | 補欠監査役1名選任の件 |

以 上

招 集 ご 通 知

事 業 報 告

連 結 計 算 書 類

計 算 書 類

監 査 報 告 書

株 主 総 会 参 考 書 類

【株主様へのお願い】

- ・株主総会当日までの感染拡大の状況や政府等の発表内容等により上記対応を更新する場合がございます。今後の状況により会場の変更等の株主総会の運営に大きな変更が生ずる場合には、インターネット上の当社ウェブサイト（<https://www.feed-one.co.jp/>）によりお知らせしますので、発信情報をご確認くださいませよう、併せてお願い申し上げます。
- ・議決権行使書による議決権行使は、ご返送いただく過程や集計作業に伴い感染リスクが生じます。そこで、事前に議決権を行使していただくに際しては、出来る限りインターネット等により議決権行使をいただきたくお願い申し上げます。
- ・会場受付付近で、株主様のためのアルコール消毒を配備いたします。
（ご来場の株主様は、マスクの持参・着用をお願い申し上げます）
- ・会場入口付近で検温をさせていただき、発熱があると認められる方、体調不良と思われる方、海外から帰国されてから14日間が経過していない方は、入場をお断りし、お帰りいただく場合がございます。なお、海外から帰国されてから14日間が経過していない株主様は、受付でお申し出いただきますようお願いいたします。
- ・株主総会の運営スタッフは検温を含め、体調を確認のうえマスク着用で対応をさせていただきます。
- ・本株主総会においては、新型コロナウイルス感染拡大防止のため開催時間を短縮する観点から、議場における報告事項（監査報告を含みます）及び議案の詳細な説明は省略させていただきます。株主様におかれましては、事前に招集ご通知にお目通しいただけますようお願い申し上げます。

【ご注意事項】

- ・当社ではご来場の株主様へのおみやげのご提供はございません。また、株主懇談会等の催し物も行っておりません。
- ・本年はお飲み物のご提供等につきましても控えさせていただきます。

【書面（郵送）による議決権行使の場合】

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、上記の行使期限までに到着するようご返送ください。

【インターネット等による議決権行使の場合】

4～5 ページに記載の「議決権行使についてのご案内」をご参照のうえ、上記の行使期限までに議案に対する賛否をご入力ください。

【議決権行使書用紙のご持参について】

当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

【インターネット上のウェブサイトでの開示について】

1. 連結計算書類の「連結注記表」及び計算書類の「個別注記表」につきましては、法令及び当社定款第16条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト (<https://www.feed-one.co.jp/>) に掲載しておりますので、添付書類には記載しておりません。したがって、添付書類は、監査報告を作成するに際し、監査役及び会計監査人が監査をした対象の一部であります。
2. 添付書類及び株主総会参考書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト (<https://www.feed-one.co.jp/>) に掲載させていただきます。

議決権行使についてのご案内

株主総会にご出席いただく場合



同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。

開催日時 2020年6月23日（火曜日）午前10時

開催場所 横浜ベイシェラトン ホテル&タワーズ 日輪（5階）

※「株主総会招集ご通知」をご持参ください。

事前に議決権を行使していただく場合

▶ 書面による議決権行使



同封の議決権行使書用紙に各議案の賛否をご表示のうえ、ご返送ください。

- 賛否の表示のない場合、「賛」の表示があったものとして、お取扱いいたします。
- 第2号議案で、一部の候補者の賛否を表示する場合
⇒ 「賛」もしくは「否」の欄に○印をし、候補者の番号をご記入ください。

行使期限 2020年6月22日（月曜日）午後5時20分到着まで

▶ インターネット等による議決権行使



5ページのインターネット等による議決権行使のご案内をご参照のうえ、議案に対する賛否をご入力ください。

行使期限 2020年6月22日（月曜日）午後5時20分まで

複数回にわたり行使された場合の議決権のお取扱い

書面とインターネットにより、重複して議決権を行使された場合は、インターネットによるものを有効な議決権行使としてお取扱いいたします。また、インターネットによって複数回数議決権を行使された場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取扱いいたします。

事業報告（2019年4月1日から2020年3月31日まで）

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過及びその成果

当連結会計年度（2019年4月1日から2020年3月31日まで）のわが国経済は、緩やかな回復基調で推移したものの、海外情勢の不確実性等に加え、年明け以降新型コロナウイルスの世界的な感染症拡大により甚大な経済への影響が見込まれ、先行き不透明な状況で推移いたしました。

飼料業界におきましては、主原料のとうもろこしは期初に米国中西部の長雨による作付遅れから価格が上昇した後、単収予想の上方修正により反落し、その後は総じて小幅な値動きで推移しました。なお、大豆粕につきましては、米中間の貿易合意発表等の影響から一時的に値上げ傾向となりましたが期を通じて軟調な値動きとなりました。

畜産物につきましては、CSF（豚熱）の影響による出荷頭数の減少、関東地方の台風の被害による鶏卵出荷の滞り等により需給が逼迫し、豚肉相場、鶏卵相場が年末にかけて値を上げる展開となりました。一方で、年明け以降は新型コロナウイルスの影響による消費の減退等により、牛肉相場は値下がり傾向となっております。

こうした環境にあって、当社グループは3ヶ年の中期経営計画の達成に向けて、原料調達・生産体制の合理化、畜産・水産生産者へ供給する製品の品質・サービスの向上、コスト低減などの取り組みを進めてまいりました。

その結果、当社グループの当連結会計年度の業績につきましては、売上高は2,150億5千万円（前年同期比1.0%増）、営業利益は54億1千4百万円（前年同期比31.3%増）、経常利益は57億3千7百万円（前年同期比28.4%増）となりました。また、前連結会計年度は事業ポートフォリオの最適化を目的とした資産売却に伴う特別利益を計上していたこと等により、親会社株主に帰属する当期純利益は38億4千2百万円（前年同期比17.5%減）となりました。

事業部門別の業績の状況は次のとおりであります。

飼料事業

飼料事業では、平均販売価格は前期を下回ったものの、畜産・水産飼料ともに販売数量が拡大したこと等により、売上高は1,625億2千5百万円（前年同期比0.9%増）となりました。営業利益は、水産飼料における収益改善が進んだことに加え、販売費及び一般管理費が減少したこと等から、70億2千8百万円（前年同期比22.8%増）となりました。

食品事業

食品事業では、農場子会社の事業譲渡による取引高の減少等があった一方、豚肉・鶏卵・水産物の取扱数量は増加しており、豚肉相場及び鶏卵相場も堅調に推移したこと等から、売上高は497億9千1百万円（前年同期比1.1%増）となりました。営業利益は、CSF（豚熱）の影響による仕入価格の上昇等により、3億9千3百万円（前年同期比11.0%減）となりました。

その他事業

特約店、畜産・水産生産者への畜水産機材等の販売により、売上高は27億3千3百万円（前年同期比4.6%増）、営業利益は3億6千1百万円（前年同期比13.9%増）となりました。

(2) 設備投資等の状況

当連結会計年度は、主に飼料事業部門における工場新設工事や製造設備の合理化工事を行ったこと等により設備投資等の総額は79億3千4百万円であります。

(3) 資金調達の状況

当社は、借入条件と窓口を一本化し、資金調達の機動性及び安定性を確保することを目的として取引金融機関9行と総額65億円のシンジケートローン契約を締結しております。

なお、当期末において当該契約に基づく実行残高は27億8千2百万円であります。

(4) 対処すべき課題

世界的な新型コロナウイルスの感染拡大による景気の後退懸念、飼料畜水産業界においては、CSF（豚熱）や鳥インフルエンザ等の疾病の発生、原料相場、為替相場の変動、また、米国を発端とする貿易問題のもたらす影響など、先行きの不透明感が非常に強い状況にあります。

このような環境の下、当社グループとしては畜水産生産者の皆様への製品の安定供給、消費者の皆様への安心安全な食品の提供が絶対的な使命であると考えております。2020年度を第2次中期経営計画の最終年度として「畜産飼料」「水産飼料」「食品事業」「海外事業」を収益事業の4本柱とする経営ビジョン達成に向け「事業ポートフォリオの最適化」を更に進め、顧客のニーズに沿ったサービスの提供により継続して事業の拡大に邁進してまいります。

(5) 財産及び損益の状況の推移

区 分	第3期 (2016年度)	第4期 (2017年度)	第5期 (2018年度)	第6期 (2019年度)
売上高 (百万円)	207,920	207,562	212,886	215,050
経常利益 (百万円)	5,131	4,103	4,466	5,737
親会社株主に帰属する当期純利益 (百万円)	3,937	2,971	4,657	3,842
1株当たり当期純利益 (円)	19.98	15.08	23.66	19.53
総資産 (百万円)	79,904	87,257	88,934	90,880
純資産 (百万円)	30,968	33,304	36,413	38,906

(注) 第6期の状況につきましては、前記(1)「事業の経過及びその成果」に記載のとおりであります。

(6) 重要な子会社の状況（2020年3月31日現在）

会 社 名	主 な 事 業 内 容
フ ィ ー ド ・ ワ ン フ ー ズ 株 式 会 社	食肉の加工販売
ゴ ー ル ド エ ッ グ 株 式 会 社	鶏卵の加工販売
フ ィ ー ド グ ロ ー ブ 株 式 会 社	飼料、畜産物等の仕入販売
北 九 州 フ ィ ー ド ワ ン 販 売 株 式 会 社	飼料の仕入販売
鹿 島 フ ィ ー ド ワ ン 販 売 株 式 会 社	飼料の仕入販売
南 九 州 フ ィ ー ド ワ ン 販 売 株 式 会 社	飼料の仕入販売

(7) 主要な事業内容 (2020年3月31日現在)

事業部門	事業の内容
飼料事業	飼料の製造、加工並びに販売
食品事業	畜水産物の仕入、生産、加工並びに販売
その他事業	畜水産機材等の販売

(8) 主要な営業所及び工場 (2020年3月31日現在)

① 当 社

名 称	所 在 地	名 称	所 在 地
本 社	神奈川県横浜市神奈川区	四 国 支 店	香 川 県 高 松 市
研 究 所	福島県田村郡小野町	北 九 州 支 店	福岡県福岡市博多区
道 東 支 店	北海道釧路市	南 九 州 支 店	宮 崎 県 都 城 市
道 央 支 店	北海道札幌市中央区	石 巻 工 場	宮 城 県 石 巻 市
東 北 支 店	宮城県仙台市宮城野区	鹿 島 工 場	茨 城 県 神 栖 市
関 東 支 店	茨城県神栖市	名 古 屋 工 場	愛知県名古屋市港区
中 部 支 店	愛知県名古屋市港区	知 多 工 場	愛 知 県 知 多 市
関 西 支 店	岡山県倉敷市	北 九 州 工 場	福岡県北九州市若松区

※北九州工場は2020年4月1日より、名称を北九州水産工場とします。

② 重要な子会社の所在地

会 社 名	所 在 地
フ ィ ー ド ・ ワ ン フ ー ズ 株 式 会 社	神奈川県横浜市神奈川区
ゴ ー ル ド エ ッ グ 株 式 会 社	大阪府八尾市
フ ィ ー ド グ ロ ー プ 株 式 会 社	北海道岩見沢市
北 九 州 フ ィ ー ド ワ ン 販 売 株 式 会 社	熊本県熊本市北区
鹿 島 フ ィ ー ド ワ ン 販 売 株 式 会 社	茨城県石岡市
南 九 州 フ ィ ー ド ワ ン 販 売 株 式 会 社	宮 崎 県 都 城 市

(9) 従業員の状況（2020年3月31日現在）

① 企業集団（連結）

従業員数	前連結会計年度末比
933名（428名）	42名（36名）

（注）従業員数は就業人員であり、臨時従業員は（ ）内に年間の平均人員を外数で記載しております。

② 当社（単体）

従業員数	前事業年度末比
514名（57名）	17名（△5名）

（注）従業員数は就業人員であり、臨時従業員は（ ）内に年間の平均人員を外数で記載しております。

(10) 主要な借入先及び借入額（2020年3月31日現在）

借入先	借入残高
株式会社横浜銀行	3,929百万円
農林中央金庫	2,911百万円
株式会社三井住友銀行	1,979百万円
三井住友信託銀行株式会社	1,400百万円
株式会社みずほ銀行	938百万円

2. 会社の株式に関する事項（2020年3月31日現在）

- ① 発行可能株式総数 500,000,000株
 ② 発行済株式の総数 197,385,640株
 ③ 株主数 19,641名（前期末比 2,104名増）
 ④ 大株主

株主名	所有株式数	持株比率
三井物産株式会社	49,192千株	24.93%
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	7,096千株	3.60%
有限会社大和興業	5,734千株	2.91%
株式会社横浜銀行	5,578千株	2.83%
ケイヒン株式会社	5,235千株	2.65%
東京海上日動火災保険株式会社	4,287千株	2.17%
農林中央金庫	4,202千株	2.13%
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口）	4,137千株	2.10%
朝日生命保険相互会社	4,019千株	2.04%
SCBHK AC LIECHTENSTEINISCHE LANDESBANK AG	3,651千株	1.85%

- (注) 1. 大株主は2020年3月31日現在の株主名簿に基づき記載しております。
 2. 持株比率は自己株式（34,623株）を控除して計算しております。
 3. 「役員向け株式交付信託」の信託財産として日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口）が保有する当社株式545,900株は自己株式に含めておりません。

3. 会社役員に関する事項

(1) 取締役及び監査役の状況（2020年3月31日現在）

氏 名	地位、担当及び重要な兼職の状況
山 内 孝 史	代表取締役社長
野 口 隆	取 締 役（副社長執行役員 管理本部長 兼 水産飼料部管掌）
畠 中 直 樹	取 締 役（専務執行役員 畜産事業本部長 兼 研究所管掌）
鈴 木 庸 夫	取 締 役（専務執行役員 経営企画部長 兼 品質保証部管掌）
荒木田 幸 浩	取 締 役（常務執行役員 食品事業本部長）
石 塚 章 夫	取 締 役（中浦和法律事務所代表弁護士）
名古屋 裕	取 締 役（三井物産(株)食料本部長補佐） （スターゼン(株)社外取締役）
久保田 紀久枝	取 締 役（お茶の水女子大学名誉教授） （東京海洋大学監事（非常勤）） （東京農業大学監事（非常勤））
矢 野 栄 一	常勤監査役
齋 藤 俊 史	常勤監査役
椿 勲	監 査 役（(株)椿総合経営研究所代表取締役）

- (注) 1. 2019年6月21日開催の第5期定時株主総会において久保田紀久枝氏が新たに取締役に選任され就任しております。
2. 2019年6月21日開催の第5期定時株主総会終結の時をもって取締役岡田康彦氏は任期満了により退任しております。
3. 取締役石塚章夫、名古屋裕及び久保田紀久枝の各氏は、社外取締役であります。
4. 監査役矢野栄一及び椿 勲の両氏は、社外監査役であります。
5. 取締役石塚章夫及び久保田紀久枝並びに監査役椿 勲の各氏は、東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届出ております。
6. 監査役椿 勲氏は、公認会計士資格を有しており財務及び会計に関する相当程度の知見を有する者であります。

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社と社外取締役及び監査役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、責任限定契約を締結しております。なお、その契約の内容の概要は次のとおりであります。

- ・社外取締役又は監査役が任務を怠ったことによって当社に損害賠償責任を負う場合は、会社法第427条第1項の最低責任限度額を限度として、その責任を負う。
- ・上記の責任限定が認められるのは、社外取締役又は監査役がその責任の原因となった職務の遂行について善意かつ重大な過失がないときに限る。

(3) 取締役及び監査役の報酬等の総額

区 分	支給人員	報酬等の額
取締役 (うち社外取締役)	9名 (4名)	213百万円 (16百万円)
監査役 (うち社外監査役)	3名 (2名)	43百万円 (24百万円)

- (注) 1. 上記報酬等の額のほかに当社社外役員が当事業年度に当社子会社から受けた役員報酬はありません。
2. 取締役の報酬等の総額には当事業年度に計上した役員向け株式交付信託にかかる役員株式給付引当金21百万円が含まれております。

(4) 会社役員の報酬等の額又はその算定方法に係る決定に関する方針の決定の方法及びその方針の内容の概要

当社は、役員報酬制度をコーポレートガバナンスにおける重要事項と考えており、次の方針を基本として決定しております。

〔基本方針〕

- ・役員報酬決定手続きにかかる透明性、客観性が確保できるプロセスを経ること。
- ・中期経営計画に基づく短期的な業績連動及び中長期的な企業価値向上のためのインセンティブとなる設計とすること。
- ・優秀な人材を確保・維持できる金額水準としつつ、役位別の報酬額が同業他社及び同規模の企業と乖離しないこと。

〔役員報酬制度〕

上記の方針に基づき、役位、業績目標数値に対する達成率、部門評価、市場環境、社会情勢等を総合的に勘案して算出しております。

取締役の報酬は金銭報酬及び株式報酬によって構成されておりますが、金銭報酬の一部は業績連動としており、その支給割合は金銭報酬と株式報酬の総額のバランスを勘案しつつ、同業他社及び同規模の企業と比較検討を行うこととしております。なお、社外取締役の報酬は固定報酬のみであります。

また、業績連動報酬にかかる指標は、各取締役の業績評価を明確にするため、当社の中期経営計画としております。なお、金銭報酬及び株式報酬の額に対して、業績連動報酬は役位別に中期経営計画の達成状況に連動して0%から26%の範囲で構成され、株式報酬は役位別に11%から15%の範囲で構成されております。

なお、監査役の報酬については、監査役会の協議により決定しております。

〔役員報酬の決定プロセス〕

業績連動報酬も含めた取締役の報酬については社外取締役を主な構成員とする指名・報酬会議に諮問し、取締役会において決定しております。

(5) 社外役員に関する事項

- ① 他の法人等の業務執行者等を兼任している場合の当社と当該他の法人等との関係
 - ・取締役名古屋裕氏は、特定関係事業者（主要な取引先）である三井物産(株)の業務執行者（使用人）であります。
 - 三井物産(株)は当社の主要株主であり、当社と同社の間には原料等の取引関係があります。
 - ・監査役椿 勲氏は、(株)椿総合経営研究所の代表取締役であります。
 - なお、当社と同社との間に取引等特別の関係はありません。
- ② 他の法人等の社外役員の兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係
 - ・取締役名古屋裕氏は、スターゼン(株)の社外取締役であります。
 - 当社は同社との間に畜産物等の取引関係があります。
- ③ 当事業年度における主な活動状況

氏 名	区 分	主 な 活 動 状 況
石 塚 章 夫	社 外 取 締 役	18回の取締役会のすべてに出席し、弁護士としての専門的な知見から適宜、質問をするとともに意見を述べております。また、取締役候補者の選任や報酬の決定における適正化及び客観性の向上等を目的として設置している指名・報酬会議における議長を務めております。
名古屋 裕	社 外 取 締 役	18回の取締役会のうち16回に出席し、主に穀物・食料事業に携わった業務経験から、適宜、質問をするとともに意見を述べております。また、取締役候補者の選任や報酬の決定における適正化及び客観性の向上等を目的として設置している指名・報酬会議における委員を務めております。
久保田 紀久枝	社 外 取 締 役	就任後開催された13回の取締役会のすべてに出席し、食品事業に関する専門的な知見から、適宜、質問をするとともに意見を述べております。また、取締役候補者の選任や報酬の決定における適正化及び客観性の向上等を目的として設置している指名・報酬会議における委員を務めております。
矢 野 栄 一	社 外 監 査 役	18回の取締役会及び29回の監査役会のすべてに出席し、金融機関で培った経営・財務に関する幅広い見識から、適宜、質問をするとともに意見を述べております。
椿 勲	社 外 監 査 役	18回の取締役会のうち17回及び29回の監査役会のうち28回に出席し、公認会計士として培った専門的な知見から適宜、質問をするとともに意見を述べております。

4. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

有限責任監査法人トーマツ

(2) 当事業年度に係る会計監査人報酬等の額

当事業年度に係る報酬等の額 50百万円

当社及び子会社が支払うべき金銭その他の財産上の合計額 50百万円

(注) 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬の額を区分しておりませんので、上記の金額には金融商品取引法に基づく監査の報酬等の額を含めて記載しております。

(3) 会計監査人の報酬等に監査役会が同意した理由

監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、従前の監査及び報酬の実績の推移、会計監査人の職務執行状況、監査報酬の見積りの算出根拠が適切であるかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額につき、会社法第399条第1項の同意を行っております。

(4) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合には、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨及びその理由を報告いたします。

また、監査役会は、会計監査人が職務を適切に遂行することが困難であると認められる場合など、その必要があると判断した場合には、会計監査人の解任又は不再任に関する株主総会の議案の内容を決定することといたします。

5. 業務の適正を確保するための体制

(1) 取締役、執行役員及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ① 当社グループの取締役会は、法令、定款、株主総会決議、社内諸規程に従い、経営に関する重要事項を決定するとともに、取締役の職務の執行を監督する。
- ② 当社グループの取締役、執行役員及び使用人が法令等を遵守し、適切な企業活動を推進することを目的に「フィード・ワングループ社員行動規範」の周知を図る。
- ③ 監査役は、会計監査人及び内部監査部と連携して取締役の職務の執行を監査する。
- ④ 内部通報制度規程を当社グループに周知するとともに、毎年の通報状況について定期的に当社取締役会へ報告し、取締役会は当該通報結果に対するフォローアップを行い、その実効性を高めるために必要な措置を講じる。また、内部通報制度に関する評価を行い、継続的な改善を図る。
- ⑤ 当社取締役会は内部通報制度を含むコンプライアンスに関して当社グループへ教育、研修、周知に努めると共に、必要な能力、適性を有する担当者を配置、育成するよう努める。
- ⑥ コンプライアンス委員会において、当社グループのコンプライアンスに関する諸問題を調査・審議して行動方針等を決定し、当社グループへ指示並びに周知を行う。

- ⑦ 当社グループは市民社会に脅威を与える反社会的勢力とは一切の関係を持たず、決して反社会的取引は行わない。また、これら反社会的勢力に対しては、警察等の外部専門機関と緊密に連携し、全社を挙げて毅然とした態度で対応する。

(2) 取締役及び執行役員の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- ① 当社グループの取締役、執行役員及び使用人の職務に関する文書の管理は、適用される法令、「文書管理規程」、「情報セキュリティ規程」等に基づき、重要な文書・記録を適切に保存及び管理する。
- ② 当社グループの個人情報の取扱いについては、「個人情報保護規程」等に基づき管理する。
- ③ 当社グループの企業秘密の取扱いについては、「営業秘密保持規程」に基づき管理する。

(3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ① 当社グループの品質に伴うリスクを管理するため、「品質方針」を定めるとともに、品質保証部を中心とした当社グループの製品、商品の安全性等品質上のリスク発生を防止する管理体制とする。また、品質保証委員会において品質に関する諸問題を調査・審議して行動方針等を決定し、当社グループへ指示並びに周知を行う。
- ② 当社グループの事業展開に伴い生じるリスクを管理するため、「全社リスクマネジメント規程」を運用するとともに、経営企画部がリスク情報を統括して、取締役会等への定期的な報告を行う。また、各部門が担当する業務の個別具体的なリスク管理を行う。

(4) 取締役及び執行役員の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ① 意思決定・監督機能と業務執行機能を分離して機能の明確化と経営の迅速化を図るための執行役員制度を設ける。
- ② 意思決定・監督機能と業務執行機能との間で共通認識を確保し、業務の有効性と効率性、財務報告の信頼性、関連法規の遵守を図るため、重要事項については、経営会議の審議を経て毎月開催される取締役会において意思決定を行う。
- ③ 当社グループは、「業務分掌規程」、「職務権限規程」等の社内規程に基づき区分し、それぞれの担当部門の責任者がその権限と責任に従い適切に運営する。

(5) 当社及び子会社からなる企業集団における業務の適正を確保するための体制

- ① 代表取締役及び関係する取締役、執行役員並びに使用人が出席するグループ戦略会議及び「関係会社管理規程」、「職務権限規程」等に基づきグループ各社の業務の執行を管理する。
- ② 業務ラインから独立した内部監査部に定期的な当社及び当社グループ各社の内部監査を実施させ、内部統制システムの運用及び整備の状況を調査し、その調査内容、改善事項等を当社取締役会に報告する。

(6) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

監査役会の事務局を総務部とするほか、監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合は、監査役の職務を補助するための使用人を置く。

(7) 前項の使用人の取締役からの独立性に関する事項及び当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

当社グループの取締役、執行役員及び使用人は、監査役の職務を補助するための使用人の職務の独立性を阻害しないよう留意するとともに、総務部の担当取締役は、監査役の職務を補助するための使用人の人事について、あらかじめ監査役会の同意を得る。

(8) 取締役、執行役員及び使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制

- ① 取締役、執行役員及び使用人は、監査役が取締役会のほか経営会議、グループ戦略会議等の社内の重要な会議に出席し適時報告を受けられる体制を整えるとともに、監査役の求める定期報告や重要な稟議書、議事録などの書類の回付等により、経営の意思決定及び業務執行の状況を監査役に報告する。また、監査役が当社グループの業務の執行状況に関し説明を求めたときは、当社グループの取締役、執行役員及び使用人は迅速かつ確に対応する。
- ② 当社グループの取締役、執行役員及び使用人又はこれらの者から報告を受けた者は、当社グループの経営に著しい影響を及ぼす事象の発生を認識したときは、監査役に対し速やかに報告する。

(9) 報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

当社グループは、監査役へ相談通報したことを理由として、いかなる不利益を与える取扱いも行わない。

(10) 監査役の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

当社は、監査役がその職務の執行について、当社に対し、会社法に基づく費用の前払い等の請求をしたときは、当該請求に係る費用又は債務が当該監査役の職務の執行に必要なないと認められた場合を除き、速やかに当該費用又は債務を処理する。

(11) その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

代表取締役及び取締役は、監査役と定期的に意見交換を行うとともに、監査役監査の重要性を認識し、監査役が会計監査人及び内部監査部と連携して取締役の職務の執行を監査できるよう監査業務への協力体制を整える。

6. 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当社は、業務の適正を確保するための体制に基づき、企業集団の業務の適正を確保するための体制整備とその適切な運用に努めております。

当連結会計年度における運用状況の概要は次のとおりであります。

・業務の適正確保全般

当社は、「グループ戦略会議」を原則として月1回以上開催し、当社グループの業務の執行状況を確認しております。また、重要な案件については、原則として月1回以上開催される「経営会議」にて審議し、取締役会において意思決定がなされております。なお、当事業年度においてグループ戦略会議は9回、経営会議は20回、取締役会は18回開催されました。

グループ会社の業務執行については、「関係会社管理規程」を制定・運用し、管理しております。その他、内部監査部がグループ各社の内部監査を行い、その結果を取締役会に定期的に報告するとともに、監査役、会計監査人及び社外取締役と連携し、意見交換を行っております。

・コンプライアンス

当社は、代表取締役社長が設置する「コンプライアンス委員会」を当事業年度においては4回開催し、当社グループのコンプライアンスに関する諸問題について調査・審議を行いました。また、取締役、執行役員、使用人等に対してコンプライアンス研修会を実施するなど、コンプライアンス意識の向上を図っているほか、社外弁護士、社外監査役及び内部監査部を窓口とする内部通報制度を当社グループに対して周知徹底しております。

・リスク管理体制

当社は、全社的な「全社リスクマネジメント規程」に基づく、全社的なリスクマネジメントの仕組みを設けております。また、当社事業上発生する個別のリスクについては、社内諸規程及び「コンプライアンス委員会」、「与信委員会」等の各部門が開催する委員会により管理しております。

・監査役の監査の実効性確保

当社の監査役会は、社内監査役1名、社外監査役2名で構成されております。

当事業年度において監査役会は29回開催され、当社及びグループ各社の往査を29ヶ所実施したほか、常勤監査役が分担して重要な子会社の監査役を兼務し、各社の取締役会等の重要会議に出席しております。また、会計監査人のほか代表取締役、社外取締役及び内部監査部門と意見交換をし、取締役、執行役員、使用人から重要な報告を求めるとともに、協議、決定をしております。

また、社内監査役及び社外監査役はその役割に応じ「経営会議」、「グループ戦略会議」、「コンプライアンス委員会」等の重要会議に出席しております。

監査役と代表取締役は監査役（会）への報告体制等の整備について、監査役の重要な会議等への出席及び重要な書類等の閲覧並びに監査役への定期的報告事項及び臨時的報告事項等を申し合わせしており、監査役の監査の実効性を確保しております。

7. 剰余金の配当等の決定に関する基本方針

当社は資本政策の機動性を確保するため、定款に、会社法第459条第1項各号に定める事項について取締役会決議により行うことができる旨を規定しております。

当社は、長期的発展の礎となる財務体質強化のための内部留保の充実と安定配当を基本として、連結配当性向25%以上を目標といたします。

内部留保金は、将来にわたっての競争力を維持・成長させるための投資資金として有効に活用する方針です。

当事業年度につきましては、上記方針のもと、当期の業績、財務状況等を総合的に勘案した結果、昨年度より50銭増配となる普通配当1株当たり5円といたします。

なお、当事業年度は新型コロナウイルスの影響により株主総会の開催が不確定な状況のため、株主の皆様への配当金の支払いの遅延を避けるべく当社定款に基づき取締役会の決議で配当を行うことといたします。

連結貸借対照表 (2020年3月31日現在)

(単位：百万円)

資 産 の 部		負債及び純資産の部	
科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流 動 資 産	50,079	流 動 負 債	43,851
現 金 及 び 預 金	2,718	支 払 手 形 及 び 買 掛 金	20,346
受 取 手 形 及 び 売 掛 金	31,789	短 期 借 入 金	15,442
電 子 記 録 債 権	1,649	リ ー ス 債 務	45
商 品 及 び 製 品	1,922	未 払 法 人 税 等	1,311
原 材 料 及 び 貯 蔵 品	10,094	賞 与 引 当 金	752
動 物	291	そ の 他	5,952
そ の 他	1,692	固 定 負 債	8,123
貸 倒 引 当 金	△78	長 期 借 入 金	5,860
固 定 資 産	40,800	リ ー ス 債 務	47
有 形 固 定 資 産	31,112	繰 延 税 金 負 債	10
建 物 及 び 構 築 物	7,838	役 員 退 職 慰 労 引 当 金	45
機 械 装 置 及 び 運 搬 具	8,668	役 員 株 式 給 付 引 当 金	67
土 地	6,666	退 職 給 付 に 係 る 負 債	2,063
リ ー ス 資 産	86	資 産 除 去 債 務	6
建 設 仮 勘 定	7,185	そ の 他	21
そ の 他	667	負 債 合 計	51,974
無 形 固 定 資 産	391	(純資産の部)	
そ の 他	391	株 主 資 本	38,631
投 資 そ の 他 の 資 産	9,297	資 本 金	10,000
投 資 有 価 証 券	7,364	資 本 剰 余 金	10,508
長 期 貸 付 金	392	利 益 剰 余 金	18,238
破 産 更 生 債 権 等	426	自 己 株 式	△115
繰 延 税 金 資 産	844	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額	△143
そ の 他	692	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	2
貸 倒 引 当 金	△423	繰 延 ヘ ッ ジ 損 益	26
資 産 合 計	90,880	為 替 換 算 調 整 勘 定	△130
		退 職 給 付 に 係 る 調 整 累 計 額	△41
		非 支 配 株 主 持 分	418
		純 資 産 合 計	38,906
		負 債 及 び 純 資 産 合 計	90,880

招 集 こ 通 知

事 業 報 告

連 結 計 算 書 類

計 算 書 類

監 査 報 告 書

株 主 総 会 参 考 書 類

連結損益計算書 (2019年4月1日から2020年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額	
売上高	215,050	
売上原価	191,401	
売上総利益	23,649	
販売費及び一般管理費	18,234	
営業利益	5,414	
営業外収益		
受取利息及び受取配当金	176	
備蓄保管収入	146	
その他の	242	565
営業外費用		
支払利息	103	
持分法による投資損失	50	
その他の	88	242
経常利益	5,737	
特別利益		
固定資産売却益	8	
投資有価証券売却益	106	
関係会社株式売却益	22	137
特別損失		
固定資産売却損	12	
固定資産除却損	44	
減損損	4	
リース解約損	0	
ゴルフ会員権評価損	14	
工場閉鎖損失	30	
臨時損失	62	168
税金等調整前当期純利益		5,706
法人税、住民税及び事業税	1,977	
法人税等調整額	△111	1,866
当期純利益		3,840
非支配株主に帰属する当期純損失(△)		△2
親会社株主に帰属する当期純利益		3,842

連結株主資本等変動計算書 (2019年4月1日から2020年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当 期 首 残 高	10,000	10,508	15,223	△119	35,612
当 期 変 動 額					
剰 余 金 の 配 当			△888		△888
親会社株主に帰属する 当 期 純 利 益			3,842		3,842
自 己 株 式 の 取 得				△0	△0
株式給付信託による 自 己 株 式 の 処 分				4	4
持分法の適用範囲の変動			60		60
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）					
当 期 変 動 額 合 計	—	—	3,015	4	3,019
当 期 末 残 高	10,000	10,508	18,238	△115	38,631

	その他の包括利益累計額					非 支 配 株主持分	純 資 産 合 計
	そ の 他 有 価 証 券 評価差額金	繰 上 延 損 益	為 替 換 算 調 整 勘 定	退職給付に 係 属 する 調整累計額	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額 合 計		
当 期 首 残 高	530	△1	△89	△59	380	420	36,413
当 期 変 動 額							
剰 余 金 の 配 当							△888
親会社株主に帰属する 当 期 純 利 益							3,842
自 己 株 式 の 取 得							△0
株式給付信託による 自 己 株 式 の 処 分							4
持分法の適用範囲の変動							60
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）	△528	27	△40	17	△523	△2	△526
当 期 変 動 額 合 計	△528	27	△40	17	△523	△2	2,493
当 期 末 残 高	2	26	△130	△41	△143	418	38,906

招 集 通 知

事 業 報 告

連 結 計 算 書 類

計 算 書 類

監 査 報 告 書

株 主 総 会 参 考 書 類

貸借対照表 (2020年3月31日現在)

(単位：百万円)

資 産 の 部		負債及び純資産の部	
科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	44,351	流動負債	34,876
現金及び預金	775	買掛金	18,515
受取手形	5,960	短期借入金	9,231
売掛金	24,428	リース債務	13
商品及び製品	1,571	未払金	1,252
原材料及び貯蔵品	9,937	未払費用	1,913
前渡金	212	未払法人税等	1,164
前払費用	116	預り金	1,964
未収金	459	賞与引当金	590
短期貸付金	1,436	その他の	230
貸倒引当金	49		
	△596	固定負債	4,704
固定資産	30,584	長期借入金	2,890
有形固定資産	20,835	リース債務	23
建物及び付属設備	3,115	退職給付引当金	1,719
構築物	410	役員株式給付引当金	67
機械及び装置	5,379	資産除去債務	3
車両及び運搬具	17	負債合計	39,580
工具器具及び備品	346		
土地	4,665		
リース資産	33		
建設仮勘定	6,862		
その他	3		
無形固定資産	134	(純資産の部)	
借地権	1	株主資本	35,382
ソフトウエア	129	資本	10,000
その他	3	資本剰余金	12,677
投資その他の資産	9,614	資本準備金	2,500
投資有価証券	4,126	その他資本剰余金	10,177
関係会社株	3,954	利益剰余金	12,822
出資	35	その他利益剰余金	12,822
長期貸付金	372	繰越利益剰余金	12,822
関係会社長期貸付金	199	自己株式	△117
破産更生債権等	148	評価・換算差額等	△26
長期前払費用	90	その他有価証券評価差額金	△52
繰延税金資産	555	繰延ヘッジ損益	26
その他	410	純資産合計	35,355
貸倒引当金	△276		
資産合計	74,935	負債及び純資産合計	74,935

損益計算書 (2019年4月1日から2020年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目		金 額
売上	高	183,344
売上原価	価	165,093
売上総利益	益	18,251
販売費及び一般管理費	費	13,586
営業利益	益	4,664
営業外収益	益	
受取利息及び受取配当金	金	183
貸倒引当金戻入額	額	24
備蓄保管収入	入	146
その他の	他	110
営業外費用	用	
支払利息	息	65
売上割引	引	24
開閉業費用	用	20
その他の	他	31
経常利益	益	4,987
特別利益	益	
固定資産売却益	益	1
投資有価証券売却益	益	84
関係会社事業損失引当金戻入額	額	49
関係会社株式売却益	益	1
特別損失	失	
固定資産売却損	損	0
固定資産除却損	損	35
減損損	損	4
リース解約損	損	0
ゴルフ会員権評価損	損	14
関係会社貸倒引当金繰入額	額	115
工場閉鎖損失	失	30
臨時損失	失	62
税引前当期純利益	益	4,860
法人税、住民税及び事業税	税	1,714
法人税等調整額	額	△136
当期純利益	益	3,281

招集ご通知

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告書

株主総会参考書類

株主資本等変動計算書 (2019年4月1日から2020年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株 主 資 本							
	資 本 金	資本剰余金			利益剰余金		自己株式	株主資本計 合
		資 準 本 備 金	そ の 他 資 余 本 金 剰 余 合 計	資 本 剰 余 金 計	そ の 他 利 益 剰 余 金 繰 越 利 益 剰 余 金	利 益 剰 余 金 計		
当 期 首 残 高	10,000	2,500	10,177	12,677	10,428	10,428	△121	32,984
当 期 変 動 額								
剰 余 金 の 配 当					△888	△888		△888
当 期 純 利 益					3,281	3,281		3,281
自 己 株 式 の 取 得							△0	△0
株式給付信託による 自 己 株 式 の 処 分							4	4
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）								
当 期 変 動 額 合 計	—	—	—	—	2,393	2,393	4	2,397
当 期 末 残 高	10,000	2,500	10,177	12,677	12,822	12,822	△117	35,382

	評価・換算差額等			純 資 産 合 計
	その他有価証券 評 価 差 額 金	繰延ヘッジ損益	評 価 ・ 換 算 差 額 等 合 計	
当 期 首 残 高	455	△1	453	33,437
当 期 変 動 額				
剰 余 金 の 配 当				△888
当 期 純 利 益				3,281
自 己 株 式 の 取 得				△0
株式給付信託による 自 己 株 式 の 処 分				4
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）	△508	27	△480	△480
当 期 変 動 額 合 計	△508	27	△480	1,917
当 期 末 残 高	△52	26	△26	35,355

連結計算書類に係る会計監査人監査報告書謄本

独立監査人の監査報告書

2020年5月13日

フィード・ワン株式会社
取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ

横浜事務所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	片岡久依 ㊞
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	嶋原泰貴 ㊞

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、フィード・ワン株式会社の2019年4月1日から2020年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、フィード・ワン株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

独立監査人の監査報告書

2020年5月13日

フィード・ワン株式会社
取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ

横浜事務所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	片岡久依 ㊞
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	嶋原泰貴 ㊞

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、フィード・ワン株式会社の2019年4月1日から2020年3月31日までの第6期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監 査 報 告 書

当監査役会は、2019年4月1日から2020年3月31日までの第6期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
 - (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施いたしました。
 - ①取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けるとともに往査を実施したほか、一部重要な子会社の監査役を兼務し、各社の取締役会等の重要会議に出席し、必要に応じて意見を表明いたしました。
 - ②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（2005年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。
- 以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実はありません。
- ③内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項はありません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2020年5月18日

フィード・ワン株式会社 監査役会

常勤社外監査役 矢野 栄一 ㊞

常 勤 監 査 役 齋藤俊史 ㊞

社 外 監 査 役 椿 勲 ㊞

以 上

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第1号議案 株式併合の件

1. 株式併合を行う理由

当社の発行済株式総数は、協同飼料株式会社及び日本配合飼料株式会社の2社との株式移転を行い、当社普通株式を交付したことから、2020年3月31日現在で197,385,640株となっております。

この株式数は当社の事業規模及び同業他社の状況から見て多い状態にあると考えており、現状の株価水準も、東京証券取引所の有価証券上場規程において望ましいとされる投資単位の5万円以上50万円未満の範囲を大きく下回っております。また、1円当たりの株価変動率も相対的に大きく、投機的対象として大きな株価の変動を招きやすい状態となっており、一般投資家の皆様への影響は小さくないと認識しております。

このような状況を踏まえ、今般、本定時株主総会においてご承認を得ることを前提として、5株を1株に併合する株式併合を実施することといたしました。

併合割合につきましては、望ましいとされる投資単位の水準への調整の中、当社株式の保有機会を失う株主様の数を極力抑えられるよう、慎重に決定しております。

なお、全国証券取引所における、「売買単位の集約に向けた行動計画」に基づき、国内上場株式の売買単位を100株に統一するための取組みに鑑みて、単元株式数は現状の100株のまま変更しないものといたします。

2. 株式併合の割合

当社株式について、5株を1株に併合したいと存じます。

なお、株式併合後の発行済株式総数は39,477,128株となります。また、株式併合の結果、1株に満たない端数が生じた場合には、会社法の定めに基づき一括して処分し、その処分代金を端数が生じた株主の皆様に対して、端数の割合に応じて分配します。

3. 株式併合が効力を生ずる日

2020年10月1日

4. 効力発生日における発行可能株式総数

100,000,000株

【参考】

本議案が原案どおり承認可決された場合には、2020年10月1日をもって、当社定款の一部が次のとおり変更されることとなります。

下線部が変更箇所

現 行 定 款	変 更 案
(発行可能株式総数) 第6条 当社の発行可能株式総数は <u>500,000,000株</u> とする。	(発行可能株式総数) 第6条 当社の発行可能株式総数は <u>100,000,000株</u> とする。

5. その他

その他必要事項に関しましては、取締役会にご一任願いたいと存じます。

第2号議案 取締役9名選任の件

本総会終結の時をもって、取締役全員（8名）は任期満了となります。当社取締役会の迅速な意思決定ができる適正な規模の範囲で更に経営の健全性を高め、コーポレートガバナンス体制の一層の強化を図るため、新たに社外取締役1名を増員し、取締役9名の選任をお願いいたしたいと存じます。

取締役候補者は次のとおりであります。（※は新任候補者）

番号	氏名 生年月日	略歴、地位、担当及び 重要な兼職の状況	所有する当 社の株式数
1	やまうちたかし 山内孝史 1955年7月20日生	1980年4月 三井物産(株)入社 1998年4月 同社食料本部飼料畜産部 飼料穀物グループ主席 2001年10月 同社食料本部飼料畜産部 飼料穀物室長 2006年4月 同社食料・リテール本部 飼料畜産部長 2006年6月 日本配合飼料(株)取締役 2008年3月 三井物産(株)食料・リテール本部 食料・リテール業務部長 2009年4月 同社食料・リテール副本部長 2012年4月 同社食品事業副本部長 2012年6月 日本配合飼料(株)代表取締役社長 2014年10月 当社代表取締役社長 現在に至る	116,580株
	[取締役候補者とした理由] 山内孝史氏は、三井物産(株)に入社後、主に食品・飼料穀物部門に携わった後、日本配合飼料(株)及び当社において代表取締役を務めており、飼料畜水産業界に精通していることから、当社グループ全体の経営をリードし、業務執行を推進するのに適任であると判断し、引き続き取締役候補者といいたしました。		
2	のぐちたかし 野口隆 1956年6月24日生	1979年4月 (株)横浜銀行入行 2000年5月 同行上大岡支店長 2006年4月 同行執行役員 2010年4月 同行常務執行役員 2011年6月 同行取締役常務執行役員ブランド戦略本 部、営業統括部、事務統括部担当 営業本部長 ブランド戦略本部長 ブロック営業本部統括 2012年5月 協同飼料(株)顧問 2012年6月 同社取締役専務執行役員 2014年10月 当社取締役専務執行役員 2019年4月 当社取締役副社長執行役員管理本部長 兼水産飼料部管掌 現在に至る	80,415株
	[取締役候補者とした理由] 野口隆氏は、金融機関における幅広い業務経験及び財務・会計上の知見を踏まえ、当社グループの経営管理・運営の強化に適任と判断し、引き続き取締役候補者といいたしました。		

番号	氏 名 生年月日	略歴、地位、担当及び 重 要 な 兼 職 の 状 況	所有する当 社の株式数
3	はた なか なお き 畠 中 直 樹 1958年5月13日生	1981年 4 月 日本配合飼料(株)入社 2004年 1 月 同社関東支社営業部長 2010年 4 月 同社執行役員 2012年 6 月 同社取締役 2013年 7 月 同社常務取締役、飼料事業本部長 2014年10月 当社取締役 2015年10月 当社取締役常務執行役員 2016年 4 月 当社取締役専務執行役員 2019年 4 月 当社取締役専務執行役員畜産事業本部長 兼研究所管掌 現在に至る	23,620株
	[取締役候補者とした理由] 畠中直樹氏は、主に営業部門に携わり、日本配合飼料(株)において飼料事業を統括してきた実績とこれまでの豊富な営業経験を踏まえ、当社飼料事業の強化に適任であると判断し、引き続き取締役候補者いたしました。		
4	すず き つね お 鈴 木 庸 夫 1957年3月2日生	1980年 4 月 三井物産(株)入社 2009年 6 月 サンエイ糖化(株)代表取締役社長 2013年 7 月 日本配合飼料(株)執行役員 2014年10月 当社上席執行役員 2017年 4 月 当社常務執行役員 2017年 6 月 当社取締役常務執行役員 2019年 4 月 当社取締役専務執行役員 2020年 4 月 当社取締役専務執行役員社長室長 兼経営企画部・品質保証部管掌 現在に至る	22,138株
	[取締役候補者とした理由] 鈴木庸夫氏は、三井物産(株)に入社後、主に飼料・穀物部門に携わった経験と食品を製造する会社で代表取締役を務めた実績から飼料・食品業界に精通しており、当社経営企画部門の強化に適任であると判断し、引き続き取締役候補者いたしました。		
5	あら き だ ゆき ひろ 荒木田 幸 浩 1961年10月10日生	1984年 4 月 協同飼料(株)入社 2008年 4 月 同社関西支店長 2010年 4 月 同社執行役員 2014年10月 当社執行役員 2017年 4 月 当社上席執行役員 2018年 6 月 当社取締役上席執行役員 2019年 4 月 当社取締役常務執行役員食品事業本部長 現在に至る	11,396株
	[取締役候補者とした理由] 荒木田幸浩氏は、主に営業部門に携わり、協同飼料(株)における飼料事業の営業統括及び当社経営企画部門の経験を踏まえた畜水産業界に関する幅広い知識を有しており、当社食品事業の強化に適任であると判断し、引き続き取締役候補者いたしました。		

番号	氏 名 生年月日	略歴、地位、担当及び 重要な兼職の状況	所有する当 社の株式数
6	いしづかあきお 石塚章夫 1943年10月30日生	2001年12月 福岡高等裁判所部総括判事 2004年12月 新潟家庭裁判所所長 2007年 4月 獨協大学法科大学院非常勤講師 2007年 7月 埼玉弁護士会弁護士登録 2008年 4月 獨協大学法科大学院客員教授 2011年 6月 日本配合飼料(株)社外監査役 2015年 4月 獨協大学法科大学院非常勤講師 2015年 6月 当社社外取締役 重要な兼職の状況 中浦和法律事務所代表弁護士	一株
	[社外取締役候補者とした理由] 石塚章夫氏は、裁判官の経験及び法律の専門的知識を活かし、当社経営に対し適切な助言・監督等を行っております。また、弁護士として、法令を含む企業社会全体を踏まえた客観的な視点で、独立性をもって経営の監視を遂行するに適任であり、当社の取締役会の透明性の向上及び監督機能の強化に繋がるものと判断し、引き続き社外取締役候補者としていたしました。 なお、同氏は社外取締役となること以外の方法で直接会社経営に関与したことはありませんが、上記の理由により、社外取締役としての職務を適切に遂行できると判断しております。		
7	くぼたきくえ 久保田 紀久枝 1948年 3月 6日生	1972年 6月 埼玉大学教育学部助手 1982年10月 お茶の水女子大学家政学部講師 1999年 4月 同大学生生活科学部教授 2005年 4月 同大学理事・副学長 2013年 4月 同大学名誉教授 東京農業大学総合研究所教授 神奈川工科大学客員教授 2016年 4月 東京海洋大学監事（非常勤） 2019年 6月 当社社外取締役 2019年 7月 東京農業大学監事（非常勤） 重要な兼職の状況 お茶の水女子大学名誉教授 東京海洋大学監事（非常勤） 東京農業大学監事（非常勤）	一株
	[社外取締役候補者とした理由] 久保田紀久枝氏は名誉教授を務めるお茶の水女子大学で食品の科学等の研究に長く携わっており、主に当社の食品事業に関する専門的知識を有していることに加え、国立大学法人の監事を務めるなど、当社の経営全般に関して客観的な視点で有益な助言及び提言をいただけるものと判断して、引き続き社外取締役候補者としていたしました。 なお、同氏は社外取締役となること以外の方法で直接会社経営に関与したことはありませんが、上記の理由により、社外取締役としての職務を適切に遂行できると判断しております。		

番号	氏 名 生年月日	略歴、地位、担当及び 重 要 な 兼 職 の 状 況	所有する当 社の株式数
8 ※	ごとう けいぞう 後 藤 敬 三 1950年7月14日生	1973年 4 月 大蔵省入省 1998年 7 月 関東信越国税不服審判所長 1998年 8 月 仙台国税局長 1999年 7 月 名古屋国税局長 2000年 7 月 大臣官房審議官 2001年 7 月 国税不服審判所次長 2002年 7 月 放送大学学園理事 2005年 6 月 日本貨物鉄道(株)常勤監査役 2008年 7 月 一般社団法人金融先物取引業協会専務理事 2014年 4 月 立教大学大学院経済研究科・特別任用教員 (特任教授) 現在に至る 重要な兼職の状況 立教大学大学院経済研究科・特別任用教員 (特任教授)	一株
[社外取締役候補者とした理由] 後藤敬三氏は国税局における業務経験に加え、立教大学大学院経済研究科の特任教授を務められていることなどから金融・経済等に関する専門知識を有しております。また、日本貨物鉄道(株)の常勤監査役として培われた経験を活かして、客観的な視点で、独立性をもって経営の監視を遂行するに適任であり、当社の取締役会の透明性の向上及び監督機能の強化に繋がるものと判断し、社外取締役候補者といたしました。 なお、同氏は社外取締役となること以外の方法で直接会社経営に関与したことはありませんが、上記の理由により、社外取締役としての職務を適切に遂行できると判断しております。			
9 ※	つかはら けいいち 塚 原 慶 一 1965年8月22日生	1988年 4 月 三井物産(株)入社 2008年 3 月 同社穀物油脂部大豆・菜種室長 2010年10月 Multigrain S.A./Agricola Xingu S.A. EVP経営企画部長兼COO 2016年 7 月 スターゼン(株)執行役員 プロジェクト本部経営企画部長 2019年 6 月 三井物産(株)食料本部畜水産事業部長 現在に至る 重要な兼職の状況 三井物産(株)食料本部畜水産事業部長	一株
[社外取締役候補者とした理由] 塚原慶一氏は、三井物産(株)において主に携わった穀物・油脂事業に対する知見に加え、海外法人のCOO及び食肉関係の会社で執行役員を務めるなどの経営経験を有しており、当社の事業活動に幅広い視野から助言をいただくことで、当社の経営体制の強化につながると判断し、社外取締役候補者となりました。			

4. 石塚章夫及び久保田紀久枝の両氏は東京証券取引所の定めに基づき当社の独立役員として指定し、同取引所に届出ております。なお、当社と両氏の間に顧問契約等の取引関係はありません。また、後藤敬三氏は東京証券取引所の定めに基づき当社の独立役員として指定し、同取引所に届出る予定であります。なお、当社と同氏の間に取引関係はありません。
5. 塚原慶一氏は特定関係事業者（主要な取引先）である三井物産(株)の業務執行者（使用人）であり、当社と同社との間には原料等の取引があります。
6. 当社と石塚章夫及び久保田紀久枝の両氏は会社法第427条第1項の規定に基づき、責任限定契約を締結しております。
- 両氏の再任が承認された場合、当社は両氏との間で責任限定契約を継続する予定であります。また、後藤敬三及び塚原慶一の両氏の選任が承認された場合、当社は両氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づき責任限定契約を締結する予定であります。
- なお、その契約の内容の概要は次のとおりであります。
- ① 会社法第427条第1項の規定により、同法第423条第1項の賠償責任を限定する責任限定契約を締結する。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は法令が規定する額とする。
 - ② 上記の責任限定が認められるのは、社外取締役がその責任の原因となった職務の遂行について善意かつ重大な過失がないときに限る。
7. 石塚章夫氏は2015年6月26日に当社社外取締役に就任しましたため、在任期間は本総会終結の時をもって5年であります。久保田紀久枝氏は2019年6月21日に当社社外取締役に就任しましたため、在任期間は本総会終結の時をもって1年であります。

第3号議案 補欠監査役1名選任の件

当社の監査役は社外監査役を含め3名でありますので、法令に定める監査役の員数を欠くことになる場合に備え、補欠監査役1名の選任をお願いしたいと存じます。

なお、本議案における補欠監査役の選任の効力は、選任後2年以内に終了する最終の事業年度に関する定株主総会の開始の時までとなります。

また、本議案の提出につきましては、監査役会の同意を得ております。

補欠監査役候補者は次のとおりであります。

氏 名 生年月日	略 歴 及 び 重 要 な 兼 職 の 状 況	所有する当 社の株式数
ちか だ なお ひろ 近 田 直 裕 1969年12月19日生	1992年 4 月 中央新光監査法人入所 1995年 4 月 公認会計士登録 2004年 7 月 中央青山監査法人社員 2006年 8 月 近田公認会計士事務所開業、同代表 2006年 9 月 税理士登録 2008年 7 月 (株)千代田會計社代表取締役 2009年 6 月 興亜監査法人代表社員 2011年 6 月 健康コーポレーション(株)監査役 2016年 6 月 RIZAPグループ(株)社外取締役（監査等委員） 2018年 4 月 (株)SKIYAKI社外取締役（監査等委員） 現在に至る 重要な兼職の状況 近田公認会計士事務所代表 (株)千代田會計社代表取締役 興亜監査法人代表社員 RIZAPグループ(株)社外取締役（監査等委員） (株)SKIYAKI社外取締役（監査等委員）	一株

[補欠の社外監査役候補者とした理由]

近田直裕氏は公認会計士、税理士として培われた専門的な知識に加え、他の上場企業における監査等委員を務めており、企業活動全般における幅広い経験を活かしていただくため、補欠の社外監査役候補者となりました。

- (注) 1. 所有する当社の株式数は2020年3月31日現在の所有状況に基づき記載しております。
2. 近田直裕氏と当社との間には特別の利害関係はありません。
3. 近田直裕氏は、補欠の社外監査役候補者であります。
4. 近田直裕氏は、東京証券取引所の定めに基づく独立役員の要件を満たしており、同氏が社外監査役として就任された場合、当社は同氏を独立役員として指定し、同取引所に届出る予定であります。
5. 近田直裕氏が社外監査役に就任した場合、当社と同氏は会社法第427条第1項の規定に基づき、責任限定契約を締結する予定であります。
- なお、その契約の内容の概要は次のとおりであります。
- ① 会社法第427条第1項の規定により、同法第423条第1項の賠償責任を限定する責任限定契約を締結する。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は法令が規定する額とする。
- ② 上記の責任限定が認められるのは、監査役がその責任の原因となった職務の遂行について善意かつ重大な過失がないときに限る。

以 上

This image shows a single sheet of white paper with horizontal ruling lines. The lines are evenly spaced and run across the width of the page. There are no margins, text, or other markings on the paper.

This image shows a blank sheet of white paper with horizontal ruling lines. The lines are evenly spaced and run across the width of the page. There are no margins, text, or other markings on the paper.

This image shows a single sheet of white paper with horizontal ruling lines. The lines are evenly spaced and run across the width of the page. There are no margins, text, or other markings on the paper.

株主総会会場ご案内図

■会 場 横浜市西区北幸一丁目3番23号
横浜ベイシェラトン ホテル&タワーズ 日輪（5階）



■交通機関 JR・私鉄・地下鉄「横浜駅」西口より徒歩約5分

※株主総会ご出席の株主様へのおみやげのご用意はございません。
予めご了承くださいますようお願い申し上げます。